

経営力強化保証

制度の特徴

事業計画の策定とモニタリングが必要ですが、保証料率1区分優遇され、既存保証付融資の借換も可能な制度です。

対 象 者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保 証 限 度 額	2 億円 (有担保) 8, 0 0 0 万円 (無担保)
保 証 期 間	一括返済の場合、1 年以内 分割返済の場合、運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内、借換資金 1 0 年以内
据 置 期 間	1 年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	責任共有対象 0.45~1.75% 責任共有対象外 0.50~2.00%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。